

(議事録)

土屋部会長           おはようございます。ただいまから、第3回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。まず事務局から出席状況について報告してください。

賃金室長補佐       出席状況について報告いたします。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。

土屋部会長           委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立しておりますことを確認いたしました。

                          本日の主な議題は金額審議であり、専門部会運営規程第7条第1項ただし書及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当するものと思われまので、会議を非公開といたします。

                          また、本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

                          続いて、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

賃金室長           資料としましては、次第を開いていただきまして、資料目次にあるとおり、No. 1からNo. 4まで4種類の資料となります。これは新たに作成した資料となりまして、昨日委員の方々より、中賃の全国版のデータの埼玉版のデータということで御要望があり探したところ、今のところ入手できるデータで作れるものがこれだけでございました。埼玉版に対応していないデータにかかる資料は作成しておりませんので、御了承ください。

                          各資料の説明をさせていただきます。No. 1は中賃のデータで、消費者物価指数全国版とランク別のデータが出ておりましたので、これに埼玉の消費者物価指数を加えたものとなります。比較いただけるかと思えます。

                          ページをめくっていただいて、No. 2は、実質賃金上昇率の埼玉版として、私どもで少し計算してみました。計算方法としましては、最賃の引上げ率から、消費者物価上昇率を引いたものを数値として出しております。例えば昨年、令和3年ですと、最賃の引上げ率が3.02%でした。これに対して、消費者物価の上昇率がマイナス0.6でしたので、3.02 マイナス、マイナス 0.6 ということで、実質賃金上昇率は3.62 という計算ができるかと思えます。

                          対して今年、仮に目安金額31円の引上げとした場合、その場合の最

賃引上げ率は、埼玉の最低賃金で計算すると 3.24%になります。対して、消費者物価指数が 3.2%上昇しておりますので、それを引いたもの、実質賃金上昇率は 0.04 ということになるかと思われます。

ページをめくっていただいて、No. 3 は倒産件数の推移の埼玉版です。昨日の審議では、倒産理由として後継者不足による倒産が多いというお話がありましたので、いろいろ調べてみたところ、確かに全国的にはそういった傾向はあるようなのですが、残念ながら、埼玉での倒産理由に関するデータが見つけれず、埼玉がどういう傾向にあるかというのは不明でございました。ただ、確かに全国的にはそういった傾向があるということは情報としてございました。

その下のグラフに示したのが、埼玉の倒産件数の推移を平成 24 年以降の分と、令和 3 年 7 月から月ごとに追った件数を、今年の 6 月まで拾ったものです。

ページをめくっていただいて、最後の No. 4 が、中賃の資料にありますランク別完全失業率の推移に埼玉の数字を加えたものをグラフ化したものです。ほかに雇用情勢の数値はいろいろとあるかと思いますが、数値は、埼玉労働市場ニュースで確認できるかと思いますが、本日、御提供させていただくデータとしては、完全失業率の数字だけとさせていただきます。資料としては以上です。

土屋部会長

今、新たに資料を用意していただいて、その説明もいただきましたけれども、何か委員の皆さんから質問とかはありますか。よろしいですか。

それでは、議題 1 に入りたいと思います。議題 1 は、「埼玉県最低賃金の改正決定について」です。昨日に引き続いて金額審議を行っていきたいと考えております。

まず全体協議を行い、資料が新しく出たということもありますし、この場で双方から御意見を頂戴できればと考えております。その後に個別協議を労側、使側と行って、詰めていきたいと考えております。改めて労側、使側から御意見をお願いできればと思います。柿沼委員から。

柿沼委員

昨日、我々からは、中賃を尊重する上で、今回ロジックが示されていることから、全国の状況と埼玉を比較するという観点で、特に消費者、生計費に関わる物価指数を捉えて、金額を計上いたしました。その際に物価については、中賃についても 4 月を捉えているので、我々も埼玉の 4 月を捉えてというお話をしましたが、使用者側で、直近のデータも見るといって御意見もございました。その後、実際の報告書をよくよく読み込んでいくと、確かに中賃の公益委員見解の「イ労働者の生計費」の最後には、今年 4 月の持家、帰属家賃を除く総合

が示す3%を一定程度上回る水準を考慮する必要があると記載されているんですけども、その前の文章を読んでいくと、基礎的支出の項目が高くなっているところも考慮するような意味合いもございますし、その前段でいくと、決して4月だけを捉えるものだというふうに記載されておりませんでした。

なので、我々のほうで、この中賃の考え方をベースにするのは変わりないですけども、埼玉の基礎的支出項目というのが、数字として明確に出ているものがなかなかありませんので、中賃の4月、5月、6月の平均と埼玉の4、5、6月の平均を見ると、ここも全国と比べるとコンマ2ポイント差があるということで、金額的には33円が必要だということに変わりはありませんが、見る項目では、直近のデータも見た上で、改めて算出すると33円になるということで現在は考えております。

土屋部会長 埼玉県の物価指数の基礎的支出項目の物価指数がデータとして得られないのですか。

柿沼委員 この中賃が捉えている基礎的支出項目が何なのかというところがまず捉えられなかったのと、いろいろインターネット等で調べると、どうも物価指数の基礎的については、食品やエネルギーが含まれるというのは書いてあるんです。

土屋部会長 そうですね。

柿沼委員 ただ、その中でも、食品の中でも含まれない項目があるという記載があったものですから。

土屋部会長 多分、高級ワインとかは含まれない。

柿沼委員 そうなんです。

土屋部会長 基礎的支出項目というのは必需品的なものですよね。

柿沼委員 細かく計算しないと出てこないものだと捉えましたので、今すぐここを算出する、提示するというのは難しいかと思っています。

土屋部会長 金額としては、前回と変わらず33円ですか。

柿沼委員 はい。

土屋部会長            使用者側はいかがでしょう。

廣澤委員            まず、金額は昨日同様 27 円を考えております。また、先ほど事務局から御紹介いただいた No. 2 の資料を見ますと、どういうふうに理解したらいいかという点ではありますが、これまで日本はデフレではないものの、物の値段が下がっていたので、消費者物価指数を最低賃金にどこまで見るかあまり議論されていなかったのではないかと、これを見て感じております。

そうした前提で申し上げますと、使側としては、消費者物価指数を重視するという考えに異論はないのですが、その背景に企業物価指数があり、それとの乖離も視野に入れながら議論をするほうがより望ましいのではないかと考えております。けれども、そこまでのデータ開示が難しいということで、直近の埼玉の物価指数である 2.8%をベースに考えたのが 27 円でございます。

須藤オブザーバー   よろしいでしょうか。

土屋部会長            どうぞ。

須藤オブザーバー   オブザーバーでございますけれども、私の考えを述べさせていただきますと思います。

審議会の進行についてですけれども、目安が示されておりますので、中央できちんと議論を尽くして示されたことを、我々としては、私としては、まずきちんと尊重しなくてはならないと。尊重するということは、丁寧に 1 つ 1 つその数値を確認することが必要かと思えます。その上で幾つか今日も資料をいただきましたが、ランク別の数字を、埼玉県中央審議会でございますので、まずは単純に埼玉県の数字に置き換えていく、そういう作業をきちんとして、その上で目安の中ではなかなか見られなかったそれぞれの地方の、例えば埼玉県の経済とか雇用情勢の中で、特別議論すべき点があればそれを追加して、その目安、及びその目安の中の埼玉県を入れた数字で、埼玉県独自の状況を丁寧に議論すべきものだと考えております。

具体的になってきますけれども、最低賃金法に 3 要素が書かれています。これはもう皆さん御存じだと思うのですが、法律の解説としましては、この 3 要素は最低賃金の決定に当たって、いずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうち何に重点があり、何は二の次というような順位がつけがたいということを国できちんと解説としてうたっております。かといって、全部が 1、1、1 というわけにはならないと思えますけれども、この大原則は把握しながら議論を進めるべきかと思えます。

具体的に賃金を見させていただきますと、昨日の資料6の後ろに資料がありますが、まず賃金については、春闘の関係の数字が出ています。1ページの下に連合の数字がありまして、昨日も数字をいただきましたけれども2.07、次のページに経団連の数字がありまして、大手が2.27、中小が1.97。事務局から先日いただきました埼玉県内のアンケートによる数字、これは埼玉りそな産業経済団体振興財団が出した2.1%という数字があるかと思えます。

もう一つ、賃金改定状況の結果ですが、Aランクが1.4でございます。この賃金改定状況調査につきましては、中央にしても、ある意味では最も重要な資料の一つとしてカウントされております。このAのうち埼玉県の数字を教えてくださいということで、事務局に確認させていただきましたけれども、なかなかそれはないということでございました。ただ、それですと地方で何を議論するのかという、一つの大きな柱が抜けてしまいますので、ぜひとも来年以降は、このうち埼玉県の数字を中央から教えてくださいというように、初めの調査の段階からお願いしておけば、調査はしているわけですから集計の仕方だけだと思えるので、ぜひともこれは埼玉県の資料として必要な数字だと思います。ということで、この賃金を見ますと、おおむね1.1の後半から2の前半のパーセントぐらいの範囲かという形が考えられるかと思えます。

続きまして、物価の関係でございますけれども、生計費です。これにつきましては、資料も頂きましたけれども、埼玉県の数字も全国の数字とほぼ同じということで、あとはどこを取ってどうするかということですが、4月という話が、4月だけではなくて、そのポイントだけを取ったわけではないというのは確かにわかるので、これについては今後どうなるかという予測をどう立てるかという部分が、結構大きなウエートになると思っております。でも、書き方としては、4月というよりも、例えばここ数か月最も多い、何月の何%とか、何か月の平均をするとか、足したときはそういうほうがより適正かと思うところであります。

我々としてというか、私として一番重要な、通常の事業の賃金支払い能力の関係でございます。資料で言いますと9ページになりますが、このグラフを見ていただきますと、それほど大きな伸びがあるというよりも、上のほうに四角で書いてありますけれども、改善傾向にあるというような表現が適切であるかと思えます。10ページにもありますが、その中で特に宿泊・飲食業はマイナス4.5%ということで、このあたりも考慮する必要があると思えます。

今後の景況ですが、書いてありますとおり、改善傾向にあるというような形で、3%近くの伸びと言うにはきついという感じがします。また、2022年度の中小企業白書を見ますと、給与を生み出した付加価値

値をどれだけ労働者に分配するかという労働分配率が出ておりますけれども、大企業が 57.6%、これに対して小規模企業が 86.5%ということで、もう結構余裕がないという形で、白書においても、中小企業はここ数年、分配率は上昇し、また大企業に比べて、長年にわたって高止まりしている状況であるというような分析もされております。

また当面、ここに来て物価高がありますので、材料費の高騰とかがあつて、いかにこれを転嫁できるかというのも大きな話だと思います。これにつきましては、帝国データバンクで6月にアンケートを取っております。その結果によりますと、「全て価格転嫁ができていない」が 6.4%、「全くできていない」が 15.3%、価格転嫁率が 44.3%で、100円上がっても、実質は 44円しか反映していないということでした。帝国データバンクのまとめといたしましては、仕入れコストの上昇はとどまる気配が見られない。今回転嫁できても、企業もさらに転嫁が必要となる事態も想定され、厳しいかじ取りを迫られそうというような分析もされております。

昨年度、28円という形で最低賃金が上がったわけですがけれども、これに対する影響率が 16.2%と大変高い数値でございました。それに対して、今回4月に、日本商工会議所等が最低賃金引上げの影響調査を実施しました。その内容でございますけれども、最低賃金を下回ったため、賃上げを実施した企業の割合は 40.3%、「現在の最低賃金額の水準が負担になっている」との回答が 65.4%、特に業種別の宿泊・飲食業は 90.9%。賃金引上げによる人件費増加の対応でございまして、「人件費が増大したが、対応策が取れない」が 42.2%、「設備投資の抑制等 人件費以外のコスト削減」が 20.4%、「正社員の残業時間の削減」が 19.2%、「非正規社員の残業時間、シフトの削減」が 14.8%、製品・サービス価格の値上げは 12.1%しか転嫁が進んでいないというような、企業の負担能力に関しましては結構厳しいところでございます。

特にこの文言の中で、「賃金支払い能力」という単純な言葉ではなくて、その上に「通常の事業の」という言葉がついているかと思ひます。これに関しても皆さん御承知かと思ひますけれども、基本的な売上げ、利益が上がったときに、一般的にどういう振り分けをするのかというような内容が正常に考えた場合、このぐらいの割合でこうするでしょうということができるかどうか、この「支払い能力」ということで、ただ単に支払えたからオーケーではないと思ひております。そういう中で、先ほどの説明で、設備投資を抑えて賃金に回したり、ほかの人の残業時間を抑えたり、シフトを削減してそこに回す。これは通常の事業の支払い能力には入らないと私は考えております。

ということで、物価の部分はどう見るかという話と、支払い能力に関しては相当厳しい状況にあると私は考えるところでございます。以

上です。

土屋部会長 他の方からいかがでしょうか。どうぞ。

近藤オブザーバー 今回の須藤オブザーバーのお話を受けてのお話にも少しなってしまうのですが、まず今回、中賃の答申を見ますと、先ほどのように、今、賃金支払い能力が全国で厳しいというのはまさにおっしゃるとおりだと思っておりますし、あとは当然、第4表を見た実際の賃上げ率を中央としても見た上で、またその数字には4月以降の物価上昇が入っていないことを踏まえて、まず物価指数の3.0%からさらに上乘せしないといけないという結果の3.3というのは、それが目安の根拠だったと思います。

そちらの考え方について、先ほど中央についても、支払い能力の厳しさも当然踏まえた上で、それでも物価上昇を踏まえて、それを上回る目安を出す必要があるといった論議だったかと理解しておりますが、そちらはどう捉えられているでしょうか。

須藤オブザーバー 私も中央の理解はそのとおりだと思います。

近藤オブザーバー 埼玉県だけが特に支払い能力が厳しいというのは、数字的にはなかなか取れないです。

須藤オブザーバー データ的には。あと、関連で物価の関係ですが、理想的には物価が上がった分を皆さんに働いていただいて、そこから生み出たものを給料として払うのが理想だと思いますが、こんな急激に2万品目以上にかかる物価が上がるとか、エネルギーが上がる。この中の対応として、ウクライナの関係とかは少し国際的な意味合いもありますので、全部が全部とは言いませんけれども、最低賃金だけにその部分を持たせるのではなく、例えばガソリンであれば、今、確か卸のほうに助成などがありますが、国の財政政策で、企業向け、個人向けのいろいろな支出、また社会保険料、税金の減額、この辺もセットでやっていただかないと、全て上がった分をこっちで見てくれというのは違うと今回は特に思っております。

また、円安に関しても、政府と日銀の金融政策を期待するのですが、なかなか私も知らない世界で難しい話があって、お金を少しくつめにはしないという政策がずっと続いておりますけれども、円安の影響で輸入が厳しくなっていることに対して、間接的、反射的に値上がった分も、こういう部分で見て、物価には合わせ技で対応していくべきだと思います。以上です。

土屋部会長 他にはいかがでしょうか。どうぞ。

柿沼委員 今、物価について須藤オブザーバーから御発言がありましたけれども、おっしゃるとおりだと捉えております。ただ、我々もうそうですし、中賃もだと思っているんですけども、消費者物価の上昇を最賃だけが補完するものだとは思っていません。経済の好循環であったり、埼玉でいけば埼玉の経済発展に貢献する一つの要素が最低賃金だと思いますので、決して最低賃金だけではないというふうにはお伝えしたいと思います。

土屋部会長 どうぞ。

近藤オブザーバー 私の発言漏れもありましたので、発言させていただきたいと思えます。あくまでも今回、私たち労働者側が今、埼玉県物価指数の一つ注目しながら、金額の提案・主張もさせていただいているわけですけども、特になぜ物価をといるところもあると思うのですが、中賃も今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を上回る必要があるというような発言というか、そういう考えがあるのは御理解いただいているかと思えます。その理由としては、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があるというのが、今回、物価に注目している理由の一つとして明記されているところであります。

そういった意味で、物価指数より上回らないと、当然購買力が低下して価格転嫁もより難しい環境になりますし、購買力低下により、より経済、消費の疲弊といったところにもつながってしまい、埼玉県内の経済の低迷にもつながってしまうところも少し考える必要があるかと思っております。そういった点で埼玉県物価が全国平均より高い、労働者側としてはここに注目しております。そういった意味で3.2%、今は全国平均よりプラス0.2ポイントということから、目安より高い金額を主張しているところも御理解いただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

並木委員 最低賃金の位置づけが変わってきているかもしれないです。最低賃金近傍の方に、経済を回せとか、物価上昇に合わせた購買力云々と言われますが、最低賃金をセーフティーネットと見るのか、なるべく賃金を多く支払って使ってもらえるようにするのか。働ける人はがんばって働く。ただしそうもいかない、いろいろな弱者がいるので、最低賃金の3要素に従って最低賃金を決める、という中で、日本政府が最低賃金を上げて経済を回すんだということには、私自身は何か違和感を感じます。確かに3%と書いていますが、それで消費を促して、日本の経済を回すということに若干違和感が。この数字から離れているよ



うに私自身は感じるんです。そもそも本当に消費に回るかという心配もあります。

菊地委員                    会長、いいですか。

土屋部会長                どうぞ。

菊地委員                    私も昨日帰ってからいろいろネットで調べさせていただいたんですけども、物価上昇が消費を減退させて、インフレと景気後退が同時に進行することを造語でスタグフレーションというらしいのですが、日本語で言うと、景気停滞とインフレ、物価上昇の組合せの造語ですけども、これが発生すると、今、議論の真ん中にある、要は給与が増えないで支出のみが増える状態だと、家計は逼迫、家計費は圧迫されます。同じ生活水準を保とうとすると手元に残るお金が少なくなり、節約したり、買いためもしたりするようになると、最賃近傍で働いているワーキングプアと言われている年収200万にも届かない、また、ダブルワークで家計を支えているという御家庭、労働者は一番に影響を受けやすいです。さらに景気後退となると、要は企業収益も減りますので、卵が先か、鶏が先かというところですけども、組合としては、組織を持っている労働者は春闘などで賃金改善を進められると思うのですが、まさしく全産業に関わる労働者の最低賃金も踏まえますと、組合に加入していない方々の生活の維持向上といえますか、維持ですね、停滞させない、後退させないという議論も含める必要があると思います。よろしくお願ひします。

土屋部会長                どうぞ。

廣澤委員                    感想も含めてとなりますが、コロナとウクライナの状況がダブルで起きていることが非常に物事を分かりづらくしていると思います。というのは、昨日申し上げましたように、コロナが発端になって、企業はゼロゼロ融資を借りているので、表面上は企業としての体をなしているという状況です。ですから、もしコロナがなくて、単純なインフレが企業、消費者を襲っているような状況であれば、もっと議論がすっきりいくような感じがします。取りあえず企業は、今は賃金を払えるかもしれませんが、ゼロゼロ融資の返済が始まった暁にはもしかしたら淘汰が始まるかもしれないというような状況を、我々として心配に感じることはどうしようもないところがあります。こちらとしても、どうしたらいいかといういろいろ考えている状況ではあります。

柿沼委員                    よろしいですか。

土屋部会長

どうぞ。

柿沼委員

並木委員と廣澤委員がおっしゃったところに関連してなのですが、まず最低賃金の位置づけは、今までと変わらずセーフティネットで、ぶれていないと思っています。そこがぶれていないと私が思っているのは、今回は生計費、要は日常購入する基礎的支出が高くなっていて、特に低廉な賃金、最低賃金近傍で働いている方の生活への影響が大きいことから今回の目安が示されたということで、まず大前提は、セーフティネットとしての役割を果たすための引上げ額だと思っています。そこに日本の世帯収入とかを見ると、ワーキングプアの方や世帯が年々増えていることから、以前より最賃近傍の方が経済に影響を与える比率が高まっていることから、経済の好循環に対しても、今回の目安は期待値が含まれているものだと思います。

今後になってきますけれども、セーフティネットの役割、また今後の経済の期待、企業からするとこの先の返済とか、なかなか収益が上がっていないとか、復活はしているもののその速度が遅いとかいうことに対して、決して最低賃金だけではなくて、我々、労働組合があるところについては、春闘などで賃金の引上げ、その場でも経済の好循環も観点として議論していますけれども、このままいくと、本当に日本全体の消費マインドが冷え込んでいってしまうと思うんです。

そうすると、ひいては企業の収益もさらに悪化することになるので、もちろん最賃だけがそれを担うものではないですけれども、最賃も一つその役割があると思っていますので、ここは今後への期待も込めて、目安、我々でいきますと今は33円ですが、最低賃金の引上げが必要だと思っていますので、ぜひその辺も考慮いただいて、使用者側の金額についてもお考えいただければと思います。

土屋部会長

どうぞ。

二階堂委員

今の柿沼委員と同じような意見ですが、セーフティネットというのが最賃の大もとであって、そのあと、中賃の中で、最賃で経済を回すといっているところが出ていたと。それは否めない話でもあるかと思います。最賃近傍の方々は、既に物価上昇していて、食品なども値段が上がってきて100円のもの例えば150円に上がったときは、買い控えをすることになってくると思います。我々、企業と労使関係を持っている者は、そこで話をして賃金を上げられますけれども、組合に加入していない近傍の方々はどうしてもそこが上げられないということで、そこに波及させていくためにも、最低賃金を上げてそこを埋めていくことが必要だと思います。商品が売れないと企業に還元ができ

ないという形にもなってくるので、最低賃金近傍の方々是最賃が上がらないと買い控えをさらに加速させていくという形になっていくと思うんです。

なので、その方々の最低賃金を上げることによって、購買意欲を上げることは労働者のためでもありますし、企業のためにもなると思いますので、負のスパイラルを何とか脱却するためには、最低賃金というのは非常に必要なことだと思います。

先ほどの須藤オブザーバーのお話も、十分我々も捉えている中身だと思いますけれども、企業をよくするためには購買意欲を上げていかなければいけないということで、最賃というのは非常に大事なことかと思っています。以上です。

並木委員

鶏、卵、どっちが先かですよ。東京商工会議所が最低賃金引上げの影響を使側で唯一、ちゃんとした3,000社ぐらいの、300人以下の中小企業で調べると、300人以下の経営者たちも、賃上げに関しては一定の理解を示しているんです。ただし、上がったからには何とかしなければいけないということで、新聞報道等にありますが、簡単に言うと残業を減らしたり、設備投資を抑えたり、よくない方向に行ってしまうんです。というのは、対策ができていないので、本当の本筋は事業を伸ばして行って上げていけばいいのですが、そちらがまだうまくいっていないので、節約するほうに行ってしまうと。

本当におっしゃるとおり、鶏か卵が先かではないですけれども、最低賃金近傍の方たちが増えていくという実態もあります。最低賃金は徐々に、少しずつでも緩やかに上がってきて、去年は大幅に上がっていますけれども、そこに張りついている最低賃金近傍の方たちが増えてしまっているのを何とかしなければいけない。このような中で、私はそんなに驚くほど倒産件数が出ていないんだというのは理解していますけれども、いろいろな融資が効いているとか、政府の施策が効いているという中、その融資の返済等がこれから始まり、埼玉県に限らず全国、来年、再来年、特に来年あたりはどうなってしまうのかという心配を恐らく使側は全部持っているのではないかと思います。

そういう中で、将来の夢を託していくかということですよ。非常に悩ましい。それと、私自身は昨日の中賃の3.3というのは強引かと思っています。去年と違って、一定の理屈を当ててちゃんと書いていただいているのですが、政府の1,000円以上という施策に追いつける、追いつくべく、急に3から3.3という数字を無理に出しているのではないかという個人的な印象を持っています。早く1,000円にしたいと。もう1,500円という数字も出ていますので、その辺が強引かと個人的には思っています。

おっしゃっているセーフティネットとか、その辺は非常に理解でき

ますが、最低賃金近傍の方たちに経済を回せと言う政府もひどいなと思います。

土屋部会長

どうぞ。

嶋田委員

補足になりますが、商工会議所でも 6,007 社にサーベイをして、3,222 社から回答を得ているようなものが出ています。今日の日経新聞にも一部出ておりましたが、最低賃金の上げが 30 円になったときに、経営に影響があると言われてるのが 65.7%です。その内訳とすると、先ほどお話が出ていますが、正社員の残業時間を削減するとか、設備投資を抑制するとか、人件費以外のコストを削減するとか、製品サービスの値上げをするというような話になっています。仮にこれが 40 円値上げされた場合、69.6%の企業に影響があるということで、申し上げたように、最低賃金の 30 円の上げというのは、企業にとって相当に重たいものだと分かるのではないかと思いますし、先ほど並木委員がおっしゃっていましたが、コスト削減に走ってしまっているということではないかと思います。

企業の場合、対策しなければいけないと思うのですが、その対策がうまくできていないということになります。今後の賃金の上げについては、経営者はおおむね了解しているようなところがございますので、並行してその部分の対策について今後要請していくというような必要性があると思っております。

あと、ロジックが前後しますけれども、企業物価指数は前年比+9%と非常に高い状況で、それも企業にとってのコストになっております。今のインフレは完全にコストプッシュ型で、ダイヤモンド、需要が増えてきて価格が上がってくるという、日銀が目指している2%上昇というようなところとは違う形でコストプッシュインフレになっています。だからその部分について、時期の問題、期間の問題もあると思いますので、そこが本来の経済が、需要がかなり旺盛になってきて、価格が上がってインフレになってきているというのとは違うところもございますので、その部分は気をつけていかないといけないと思っております。

いずれにしても中賃を尊重した形で、資料も非常にきちっと出てきておりますし、去年よりもすごく良くなっているとは思っておりますけれども、その中で、企業側から今のお話をさせていただきましたが、そういった事情がありますということでお話しさせていただきました。以上でございます。

柿沼委員

部会長、よろしいですか。

土屋部会長

どうぞ。

柿沼委員

並木委員、嶋田委員にお話しいただいたところに関連してなのですが、東京であったり、等々の調査というお話がありましたけれども、それを聞いて、昨日の資料からすると、なおさら埼玉の経営者の皆さんは非常に優秀でというか、すばらしい経営をされていると感じたところがありまして、昨日配られている埼玉県の中半期経営動向調査の1-3月期の特別調査で、最賃の引上げについて調査していただいています。ここでいくと35ページの(2)、去年になりますが、今回の最低賃金引上げによる人件費上昇への貴社の対応策ということで回答をいただいていますけれども、トップが生産性の向上、私が一番注目したのは、2番目に価格転嫁が入っているんです。その部分はしっかりと価格に反映しなくてはいけないんだという受け止め、中小企業経営者の皆さんは捉えていただいているんだというのをここですごく感じまして、埼玉の各企業はまだまだこれから伸びていくだろうと思っています。

もう一つが、これまでも価格転嫁がしづらいつか、価格転嫁ができないというお話、連合埼玉が各経営者団体の皆さんに要請行動などもして、そこでの意見交換でも度々お話が出ていますけれども、まさに今、価格転嫁がシステム的に転嫁できるようなものになる、ちょうど転換期ではないかと思っています。マスコミも含めて、物価が上がっているところもありますけれども、企業がそこを何とか収めていると。上げてはいるものの、限りなく最小限にしているというような報道もされていますので、今後、企業物価が上がったものに対してしっかりと価格に転嫁する。また、こういった人件費が上がったものに対して価格に転嫁するというような、日本全体の流れになるための、非常に重要なこの1年だと思っています。

正直、マスコミの報道をもうちょっと変えてほしいという思いもありますけれども、「物価が上がるのは悪だ」というような報道がされていて、あまりそういう報道になると、企業の皆さんも価格に転嫁しづらくなると思うので、ぜひそういったところはマスコミにも考えてもらいたいと思います。お伝えしたいのは、今年が非常にその転換点だと思っています。もちろん将来への不安があるのは我々も捉えていますけれども、最賃だけではないですが、ぜひ最低賃金をしっかり引き上げて、人件費が上がったもの、物価が上がったものを価格に転嫁できるような、中賃の中でも政府に対してそういった支援策、また政策を進めるように要望も出すと言っておりますので、今回の引上げに対して理解をいただければと思っています。

土屋部会長

どうぞ。

松村オブザーバー 私は組織の中で、加盟している企業や労働組合に、春闘の時は経営者の皆さんのところにお邪魔して、いろいろ意見交換をさせていただいています。本当に中小、100人以下の企業、労働組合が多いものですから、幾つかの企業の中では春闘の交渉に私も加わって、経営の皆さんとお話しさせていただきながら取り組んでいます。我々の組織だけかもしれないのですが、当然、大手の賃金は非常に高い水準にある一方で、中小企業の賃金はかなり、極端な話で言うと最賃ぎりぎりまで抑えられていて、プラスいろいろな月々の手当で、総収入を得ているところが多いです。その手当というのは、休日出勤であったり、残業とかがあるから何とか生活できているというところが非常に多いのが実態です。我々も、理想かもしれませんが、経営の皆さんには残業とか、あるいは休日出勤がない賃金で生活できるのが正しい姿ではないんですかと主張もさせてもらっているんですけども、実態としてはそういう状況です。

交渉の中では、先ほども出ていましたが、経営の皆さんとしては、今年も含めてかなり厳しいと。物価、エネルギーが上がったりと非常に厳しい。中には赤字だけれども、これだけ物価が上がっている以上は今年賃金を上げなくてはいけないということで、かなりベースアップしていただいた企業も中小の中でたくさんあります。

そういった中で、先ほど言いましたとおり、我々みたいな労働組合があり、交渉の中で最賃ぎりぎりだけれども、そこに少しでも上乗せして賃上げが達成できるところはいいのですが、今、議論している最賃の金額はどうしても労働組合の組織がないところの労働者にも適用されますから、そこで働く方々の手当てとして、最低賃金の水準を上げていく必要があると思っています。そこを幾ら上げるのがいいかというのはこれからの議論ですが、厳しいけれども経営として賃上げをしているという事実、我々も経営の皆さんには感謝していますと答えているんですけども、実態としてそういうことがあるということで発言させていただきましたので、よろしく願いいたします。

土屋部会長                   どうぞ。

石井オブザーバー 先ほどの話と繰り返しになるかと思いますが、今、柿沼委員がおっしゃったとおり、企業側としては、原材料の高騰とか原油高の関係で仕入れ単価の上昇があっても、それに見合うだけの価格転嫁がなかなかできないところが実態で、大きな課題だと思っています。特に BtoB の場合、埼玉県では、パートナーシップ構築宣言の普及促進を図ることにより、適正な価格で取引できるような動きがありますが、実態的にはこれからかと思われれます。価格転嫁することによって取引がなく

なるのではとか、相手先からの価格単価の現状維持要求とか、そういう問題が構造的にあるところがあります。

企業が適正な事業活動を行い、上げた収益を労働者側に分配することは自然の姿であって、そういうところに持っていきたいということはあるのですが、なかなか還元できる状態にないというのが大きな問題になっていると思います。そこを、行政の力を借りながら、どういう形でスムーズに価格転嫁できるか、そういうところを要望していく必要があるなと思っています。

先ほど商工会議所の調査の紹介がありましたけれども、商工会の地区でも最低賃金の調査を行ったところ、小規模事業者の皆さんは、労働者の確保を重要な問題として意識しています。ただ、去年、最低賃金が大きく上がったという中で、47%程度は「影響が生じている」という回答でした。今後の対応としては、役員報酬の減額、賞与一時金の削減とか、賃金にかかる総支出額の中でのやりくりで行っている、そういう調整をしている事業所が3割を増えているというのが実態です。

また、資金繰りの問題については、今コロナの関係で、廣澤委員からもありましたが、ゼロゼロ融資で事業が継続できた企業が多くあります。そういう中、これから融資返済時期が本格化するにあたって、資金繰りを非常に心配されている企業が多くありますし、相談が我々経済団体のほうに来てきているというのが実態でございます。

その中で、生活水準については企業もこれは大事なことだと思っています。従業員の方と一緒に企業を発展させる、向上させるということ。人は財産でございますから、非常に大事なことと捉えているんですけども、賃上げ対策をどうつくっていくかという問題、これは一企業だけの問題ではなくて社会構造の問題ですから、何らかの形で支援していただけるような体制を要望していくのが必要かと思っております。以上です。

土屋部会長

それでは全体協議はここまでにして、これから個別協議をさせていただきます。まず、労側からお願いします。

(休 憩)

土屋部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

本日の金額審議についてはここまでとします。次回、継続審議を行い、結審を予定しております。御協力をお願いしたいと思います。

議題1は以上で、議題2「その他」ですけれども、皆さん方から何かありますか。

それでは、事務局からありますか。

賃金室長                      ありません。

土屋部会長                   先ほどの繰り返しですが、次回は明日8月5日、午後2時から、第4回埼玉県最低賃金専門部会を開催します。

                                なお、次回の専門部会は専門部会運営規程第7条第1項ただし書及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当すると思われまますので、会議を非公開とします。なお、議事録は同条第3項に基づき公開とします。

                                これで本日の部会は終了いたします。

— 了 —